

# 上向台どんど焼き 実行委員会 会則

## (目的)

第1条 この会は、伝統行事『どんど焼き』を、地域に継承するとともに、地域文化として根づかせ、地域社会の楽しいふれあいの場を作ることを目的とする。

## (名称及び所在地)

第2条 本会は、上向台どんど焼き実行委員会と称し、事務局を代表宅に置く。

## (活動)

第3条 本会は、次の活動を行う。

- (1) 伝統行事を地域に継承するためにどんど焼きを行うこと。
- (2) 地域のふれあいと青少年の健全育成を図ること。
- (3) その他、本会の目的を達成するための必要な活動を行うこと。

## (構成)

第4条 本会は、第1条の目的に賛同し、参加希望する個人及び各種団体の代表者をもって構成する。

## (会議)

第5条

### (1) 実行委員会

実行委員会は、代表が招集し、本会の運営等について諸方針を決定する。

## (役員及び会計監査)

第6条 実行委員会に、次の役員及び会計監査を置く。

- (1) 代表1名、副代表2名、書記2名、広報3人、会計1名、会計監査2名
- (2) 役員及び会計監査は実行委員の中から選出する。

## (任務)

第7条

- (1) 代表は実行委員会を代表し会務を統括する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、実行委員会の事務を行う。
- (4) 広報は、広報に関わる業務を行う。
- (5) 会計は実行委員会の会計を行う。
- (6) 会計監査は会計を監査し、その結果を実行委員会に報告する。

## (会計)

第8条 実行委員会の経費は、市補助金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 実行委員会の会計年度は4月1日より翌3月31日までとする。

## (その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会で定める。

- 2 実行委員会は第1条の目的を達成する為に、以下の項目に該当しないことを確認する。
  - (1) 宗教活動又は政治活動を目的として実施する事業。
  - (2) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体が関与する事業。
  - (3) 特定の個人又は団体の利益の増進を目的として実施する事業。

## (付則)

- 1、 この会則は2001年9月1日より施行する。
- 2、 2019年(令和元年)5月18日、第6条(1)広報と第7条(4)を追加する。